

請 求 人 様

西宮市監査委員	佐 藤	みち子
同	田 中	渡
同	村 西	進
同	阿 部	泰 之

西宮市職員措置請求について（通知）

平成 20 年 7 月 3 日付西監収第 37 号で收受しました「西宮市職員措置請求書」につきましては、7 月 11 日の監査委員会議において、請求の内容について地方自治法上の要件に照らして審査を行った結果、下記の理由により、住民監査請求の対象となりませんので通知します。

記

第 1 請求の内容

平成 20 年 7 月 3 日付、西監収第 37 号で提出されました西宮市職員措置請求書の請求要旨は、以下のとおりです。

- (1) 平成 16 年 6 月 29 日「公有地の拡大の推進に関する法律」第 5 条第 1 項の規定に基づき旧播半所有主から知事あてに「土地買取り希望申出書」が市管財課に提出されたが、市長は同年 7 月 5 日付で「市の買取り希望が無い」と明記し県に進達した。
- (2) 「水路管理条例」の権利譲渡等の制限の規定にも関わらず、市長は買取り請求の手続きを執った際に、付帯意見や条件をつけず、住民にも知らせなかった。
- (3) この一連の動きは「公拡法」の政策理念と水路条例第 1 条の目的、「参画と協働」の時代に背く行為である。
- (4) 以上の理由と、平成 20 年 6 月 26 日付の監査意見を踏まえ、以下の措置を請求する。

「水路管理条例」を見直し、適切な管理と災害防止に資する公有財産の保

持につとめること。

東第 457 号水路を「みたらし川」として普通河川の指定にあらためること。
当該不当な水路付け替え計画を見直し、国法や条例に基づく公共福祉が確保されるまでは、地元住民に対し、都市計画税や市民税を減免し、同時に、参画と協働時代の住民協議が整うまでは、都市計画法の第 32 条同意を与えないよう求める。

第 2 地方自治法第 242 条に係る判断

住民監査請求の対象となる行為は、市職員等が行った特定の財務会計上の行為若しくは怠る事実が違法不当であると認識され、請求人によって、その具体的な理由をもって、本市職員等に係る固有の違法不当性を摘示されることが必要とされています。

しかし、請求人の請求要旨及び別紙事実証明から、本件措置請求は、前述の請求の内容(4)の から に記載のとおり、水路管理条例の見直しを行い、公有財産の適切な管理、保持に努めること、東第 457 号水路を普通河川として指定すること、地元住民の都市計画税や市民税を減免すること、都市計画法第 32 条に定める同意を与えないことを求めるものと解されます。

これらの措置請求は、市職員等が行った財務会計行為として特定されておらず、また、請求の対象を特定できる程度の具体性を有していないことから、当該行為の違法不当を判断することができません。さらに、違法・不当とする理由あるいは怠る事実についての是正を求めるものでないことから、住民監査請求の対象となりません。

以上によって、本件請求は、地方自治法第 242 条に規定する住民監査請求としては不適法であり、住民監査請求の対象となりませんので通知します。

以上